

一般消費者への省エネ情報の提供の実施状況の公表が努力義務となっている可能性のある
エネルギー供給事業者 一覧

2021年9月時点

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針」において、一般消費者への省エネ情報の提供の実施状況について公表が努力義務となっている可能性のあるエネルギー供給事業者（一般家庭の小売契約件数が30万件を超える事業者）を以下のとおり公開します。

一般家庭の小売契約件数が30万件を超える事業者のうち、一般消費者への省エネ情報の提供の実施状況について国への報告がなされていない者におかれましては、「一般消費者に対する省エネ情報提供に関する報告の方法」に従い報告をお願いいたします。

【小売電気事業者】

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社
- ・東京ガス株式会社
- ・東邦ガス株式会社
- ・大阪瓦斯株式会社
- ・株式会社 Loop
- ・ENEOS 株式会社
- ・KDDI 株式会社

【ガス小売事業者】

- ・北海道瓦斯株式会社
- ・仙台市ガス局
- ・北陸瓦斯株式会社
- ・京葉瓦斯株式会社
- ・東京瓦斯株式会社
- ・東邦瓦斯株式会社
- ・大阪瓦斯株式会社
- ・広島ガス株式会社
- ・西部瓦斯株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・関西電力株式会社

【液化石油ガス販売事業者】

- ・日本瓦斯株式会社
- ・株式会社 TOKAI

お問い合わせ先

経済産業省 省エネルギー課 省エネ法制度担当 <bzl-syoene-seido@meti.go.jp>

上記に掲載されていない事業者であって一般家庭の契約件数が30万件を超えている事業者又は掲載内容に誤りのある事業者におかれましては、こちらまでご連絡をお願いいたします。